

社会福祉法人神川町社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程

(設 置)

第1条 社会福祉法人 神川町社会福祉協議会に、ボランティアセンターを設置する。

(名 称)

第2条 このボランティアセンターは、神川町ボランティアセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第3条 このセンターの事務所は、神川町関口90番地社会福祉法人 神川町社会福祉協議会に置く。

(目 的)

第4条 このセンターは、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに社会の連帯意識の高揚をはかり、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 このセンターは、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動振興のための事業
- (2) 善意金品の預託及び払出し
- (3) その他目的達成に必要な事業

(運営委員会)

第6条 このセンターの適切な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(設 備)

第7条 このセンターの第5条に定める事業の実施については、必要な設備、図書等を整備するものとする。

(職 員)

第8条 このセンターの事業の実施については、必要な職員を置く。

(記 録)

第9条 このセンターの事業を実施した場合は、別冊の記録簿に実施状況を記入しなければならない。

(事 務)

第10条 このセンターの事務及び経理については、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会 事務局において処理する。

(委 任)

第11条 このセンターの運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年 5月1日から施行する。

社会福祉法人神川町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会設置規程第6条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的及び任務)

第2条 委員会の目的は、ボランティアセンター事業の有効適切な運営を図るものとする。

2 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動の啓発に関する事項
- (2) ボランティア育成に関する事項
- (3) 調査研究に関する事項
- (4) 関係機関、団体との連絡提携に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事業に関する事

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、ボランティア、障害者団体、福祉施設、住民団体、民生児童委員協議会、関係行政機関職員、教育関係者、地域の企業、社会福祉協議会関係者等のうちから、社会福祉法人 神川町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成12年 5月1日から施行する。